

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」の概要

第1 趣旨

雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。）に定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴その他の健康に関するもの（以下「健康情報」という。）の取扱いについて、指針に定めるものに加えて事業者が留意すべき事項を定めるものであること。

第2 用語の定義

この留意事項において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

1 目的外利用及び第三者提供に係る本人の同意に関する事項

事業者は、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を取得する必要があるときは、あらかじめ労働者の承諾を得るとともに、必要に応じ、労働者本人から提出を受けることが望ましいものとする。

2 安全管理措置及び従業員の監督に関する事項

- (1) 健康診断等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工等を要することがあることから、これを産業医等に行わせることが望ましいものとする。
- (2) 産業医、保健師、衛生管理者等の労働者の健康管理に関する業務に従事する者以外の者に健康情報を取り扱わせるときは、利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報を適切に加工する等の措置を講ずるものとする。

3 苦情の処理に関する事項

苦情及び相談を受け付けるための窓口については、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましいものとする。

4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

- (1) 事業者は、あらかじめ、健康情報の利用目的に関すること等について事業

場内の規程等として定め、これを労働者に周知等することが望ましいものとする。

- (2) 事業者は、(1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましいものとする。
- (3) 事業者は、安衛法第66条第1項及び第2項等の規定に基づき行われた健康診断を受けた労働者等に対し、遅滞なく、その結果を通知すること。
- (4) 事業者は、H I V感染症、B型肝炎等の感染症に関する情報及び遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、取得すべきでないものとする。
- (5) 事業者は、特に安全管理措置等について、医療分野におけるガイドラインの内容についても留意するものとする。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い

個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、第3に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。